

鳥取県社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大予防 対策推進事業補助金事務手続きの流れ

0. 感染拡大予防に係る取組を実施

- ・各施設・事業所において、衛生用品の購入、3密を回避するための備品購入、換気設備の設置等、感染対策の取組を実施してください。(具体的な取組に当たっては、「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン(令和3年1月20日付第202000261457号鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課長通知)など、県や国が発出したガイドライン等の活用もご検討ください」

(ガイドライン本文はこちらからご確認いただけます)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69603.htm>

1. 交付申請書(様式第1号)を提出

感染拡大予防の取組に係る経費の支出額(令和3年1月14日~**令和3年3月31日まで**)が確定した後、下記の交付申請書を県に提出してください。

- ・添付書類:申請額内訳、感染対策に係る領収証の写し、口座振込依頼書など
- ・提出期限:~~令和3年3月15日(月)~~**5月31日(月)**
- ・提出方法:郵送又は持参
- ・事業所ごとではなく、法人単位でご提出ください

2. 交付決定及び交付額確定通知がメールで届く(原則申請から30日以内)

- ・公印省略しておりますので、PDFデータの通知を、申請書に記載されているご担当者様のメールアドレス宛にお送りします。(※申請書には、担当者が確実に確認できるメールアドレスを正確に記載してください)

3. 指定口座に補助金が入金されるのを待つ

- ・支払時期は交付決定及び交付額確定通知をお送りするメールと同時にお知らせします。

★その他★

- ・交付申請=実績報告とみなしますので、改めての実績報告書の提出は不要です。
- ・Q&Aもホームページに随時、掲載していきますので、ご一読ください。
- ・同一の対象経費に対して、その他の補助金との重複申請は認められません。